

介護サービス事業所 管理者 様

東京都福祉局高齢者施策推進部長

送迎バス等安全対策支援事業の実施について(通知)

平素より、東京都における高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

東京都では、介護サービス施設や事業所において、利用者の送迎などの際に車両への置き去り等が発生しないよう、安全装置の設置等にかかる経費の補助を実施しますので、お知らせします。

記

1 対象施設・事業所

都内で下記サービスを運営している事業所

【居宅サービス】

・通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

【地域密着型サービス】

・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

【施設サービス等】

・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

2 補助対象となる経費

- ・送迎車両用の安全装置の設置
- ・安全管理マニュアル等に基づく研修の実施
- ・車両の安全点検、改修など都が認めるもの

※ 令和5年4月1日以降に設置した安全装置等が対象となります。

※ 対象となる安全装置は、国が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合するものに限り、ガイドラインに適合する製品のリストも公開されていますので、設置前に必ずご確認ください。

<ガイドライン（国土交通省）>

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

<適合品リスト（子ども家庭庁）>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

3 補助上限額

1台当たり100万円(補助率10分の10)

4 申請方法

決定次第、お知らせします。

【担当】

○居宅サービス（※）・介護療養型医療施設

介護保険課介護事業者担当 電話 03-5320-4274

○特養・老健・介護医療院・養護・軽費

施設支援課施設運営担当 電話 03-5320-4264

○有料老人ホーム

施設支援課有料老人ホーム担当 電話 03-5320-4296

○サービス付き高齢者向け住宅

在宅支援課高齢者住宅担当 電話 03-5320-4273

（※）施設で実施する通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、本体施設の担当にお問い合わせください